

<報道発表資料>

平成26年1月28日

土砂災害防止施策

川越市、狭山市の11箇所を土砂災害警戒区域等に追加指定 — 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定 —

埼玉県では、土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害危険箇所(※1)及びその周辺を対象に、地元市町村などと調整を図りながら土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域(※2)等の指定を進めています。

今回1月28日付けで、川越市の6箇所、狭山市の5箇所の計11箇所について土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(※3)に指定しました。

この指定により、県内の25市町村で土砂災害警戒区域は合計2,570箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域を含む箇所は2,000箇所となります。

土砂災害警戒区域においては、市町村が土砂災害ハザードマップを作成するなど警戒避難体制の整備を行います。さらに、この区域のうち土砂災害特別警戒区域においては、安全な構造以外の住宅の建築を認めないなど、開発行為や建築行為に対する一定の規制を行います。

●主な実施概要

1 今回の区域指定

県報告示年月日	所在地	土砂災害警戒区域		
		土石流	急傾斜地	計
平成26年1月28日	川越市岸町2丁目、仙波町4丁目地内	0(0)	6(4)	6(4)
	狭山市大字上広瀬、大字下広瀬、広瀬台1丁目、広瀬3丁目、広瀬東4丁目地内	0(0)	5(5)	5(5)
	計	0(0)	11(9)	11(9)

()は、土砂災害特別警戒区域で土砂災害警戒区域の内数

2 区域指定箇所の詳細について

今回の区域指定の関係図書は、川越県土整備事務所、川越市役所及び狭山市役所で閲覧できます。

3 これまでの区域指定数

市町村名	土砂災害警戒区域		
	土石流	急傾斜地	計
川越市	—	6(4)	6(4)
熊谷市	—	15(15)	15(15)
秩父市	122(78)	405(137)	527(215)
飯能市	235(207)	378(376)	613(583)
本庄市	62(45)	112(112)	174(157)
東松山市	—	41(39)	41(39)
狭山市	—	5(5)	5(5)
鴻巣市	—	4(3)	4(3)
深谷市	—	14(13)	14(13)
北本市	—	2(2)	2(2)
日高市	18(16)	32(32)	50(48)
毛呂山町	20(16)	20(20)	40(36)
越生町	56(42)	83(82)	139(124)
滑川町	—	12(12)	12(12)
嵐山町	—	9(9)	9(9)
小川町	40(29)	47(3)	87(32)
吉見町	—	23(23)	23(23)
ときがわ町	85(65)	160(153)	245(218)
横瀬町	20(6)	36(7)	56(13)
長瀨町	22(19)	46(46)	68(65)
小鹿野町	48(40)	120(95)	168(135)
東秩父村	35(31)	47(47)	82(78)
美里町	22(16)	31(31)	53(47)
神川町	35(28)	44(44)	79(72)
寄居町	24(18)	34(34)	58(52)
25市町村	844(656)	1,726(1,344)	2,570(2,000)

()は、土砂災害特別警戒区域で土砂災害警戒区域の内数

- ※1 土砂災害危険箇所：土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりにより土砂災害が発生する危険がある箇所。土砂災害危険箇所は県内に4, 219箇所。
- ※2 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民に危害が生じるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域。
- ※3 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造を規制すべき区域。

■参考情報

土砂災害防止法の概要及び区域指定箇所については、河川砂防課及び指定箇所を管轄する
県土整備事務所のホームページでもご覧いただけます。

(河川砂防課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/107/>)

土砂災害防止法の概要

■「土砂災害防止法」(平成13年4月1日施行)とは

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通大臣】

基礎調査の実施【第4条】

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域の指定【第6条】

(土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

【警戒避難体制】
市町村地域防災計画
(災害対策基本法)

土砂災害特別警戒区域の指定【第8条】

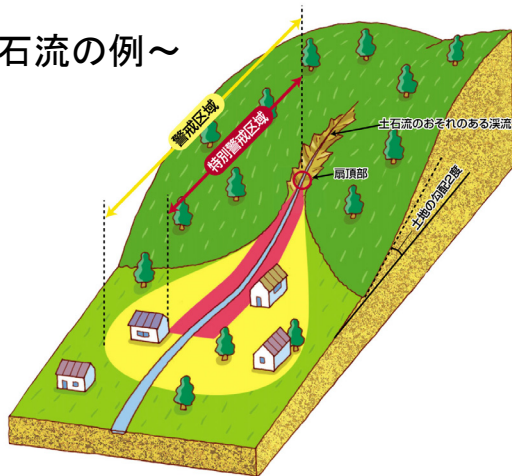
(建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定の開発行為に対する規制
対象: 住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

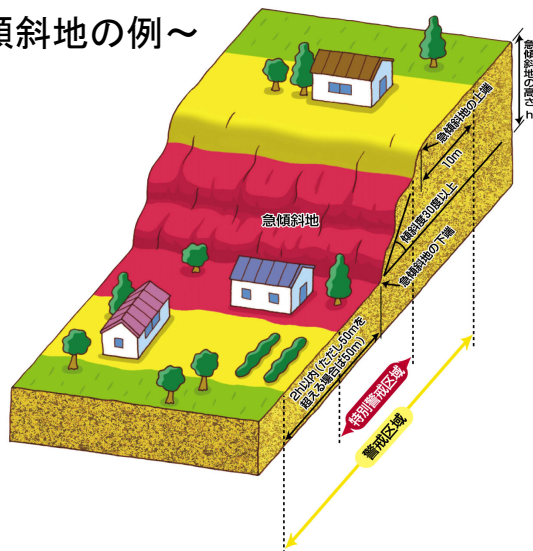
【建築物の構造規制】
居室を有する建築物の構造
基準の設定(建築基準法)

区域指定イメージ図

～土石流の例～

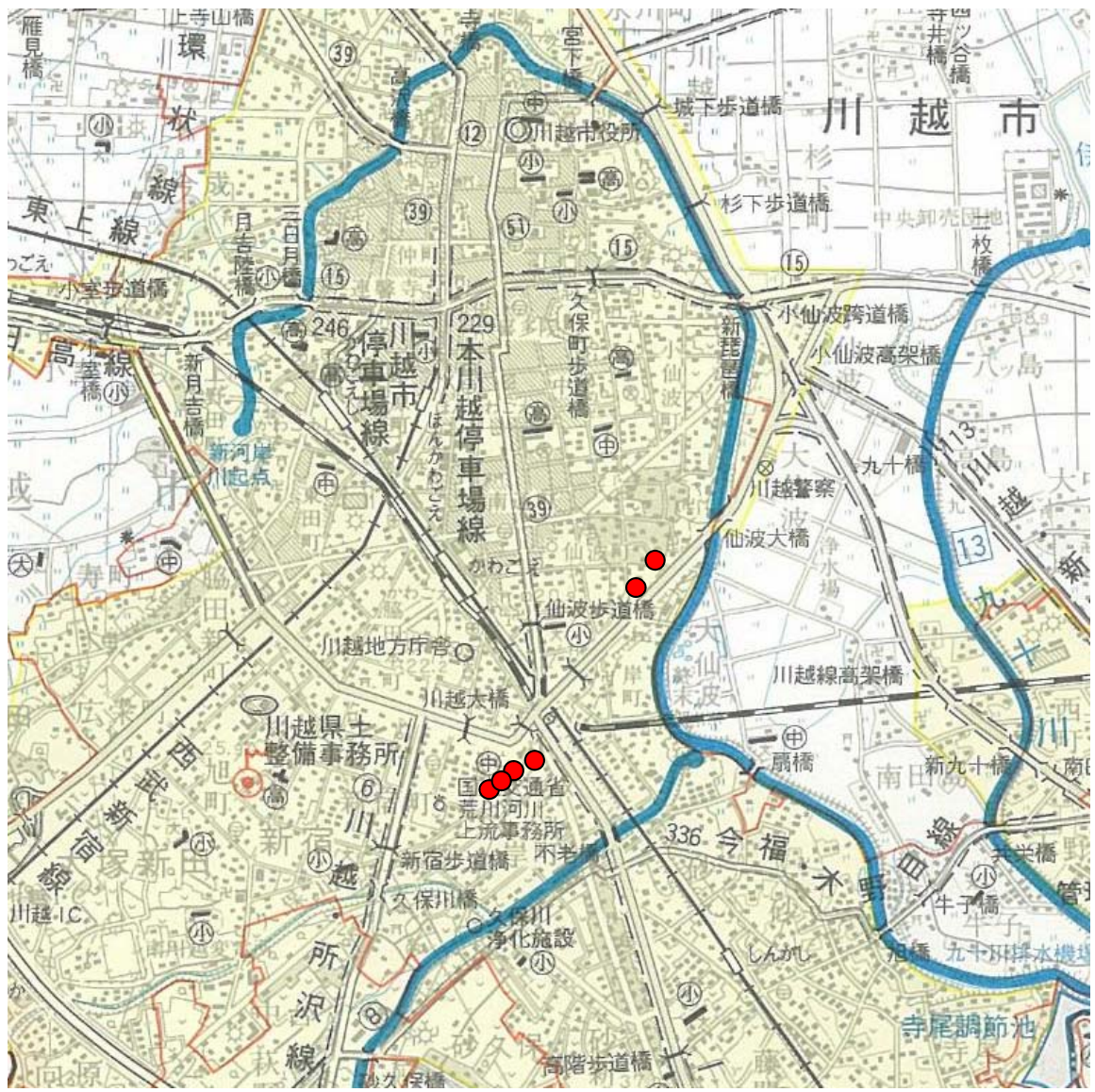


～急傾斜地の例～



区域指定箇所 位置図(1)

指定日 平成26年 1月28日
川越市 6箇所



- 凡例
- 土石流
 - 急傾斜地

区域指定箇所 位置図(2)

指定日 平成26年 1月28日
狭山市 5箇所



- 凡例
- 土石流
 - 急傾斜地

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	岸町2丁目-1	川越市岸町2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2	岸町2丁目-2	川越市岸町2丁目	○		急傾斜地の崩壊
3	岸町2丁目-3	川越市岸町2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4	仙波町4丁目-1	川越市仙波町4丁目	○		急傾斜地の崩壊
5	仙波町4丁目-2	川越市仙波町4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
6	岸町2丁目	川越市岸町2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
7	上ノ原団地	狭山市大字上広瀬、広瀬3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
8	上広瀬-1	狭山市大字上広瀬、大字下広瀬、広瀬3丁目、広瀬台1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
9	上広瀬-2	狭山市大字上広瀬、広瀬3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
10	旭グリーンハイツ	狭山市広瀬3丁目、広瀬台1丁目、広瀬東4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
11	霞ヶ関	狭山市広瀬台1丁目、広瀬東4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊